平成２９年（フ）第４９４号
熊本県菊池郡大津町大字陣内1141―10、住民票上の住所熊本県上益城郡益城町大字辻の城330番地　ラ・エスターナＡ101号
債務者　黒木志津子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２５号
釧路市南浜町８番28号、申立前の住所茨城県神栖市深芝485番地　アルカディア203
債務者　黒田　峰章
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２２６号
釧路市益浦２丁目７番６号
債務者　伊藤　公平
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２６６号
釧路市愛国東３丁目９番３号　やまとマンションＢ
債務者　高橋　素子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３８７号
盛岡市上堂２丁目２番68号　アーバン上堂Ａ―101号
債務者　葛西　保明
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８６号
岐阜県瑞浪市明世町戸狩883番地の４
債務者　山本　　薫
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第７２号
三重県多気郡明和町大字斎宮2852番地１　メリオルＢ棟105号室
債務者　中村　伊里
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第３７号
京都府舞鶴市字北吸1010―７ハイツコリーナ202号（住民票上の住所）京都府舞鶴市丸山西町１番地34
債務者　谷口真佐子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第５８８号
大阪府岸和田市池尻町411番地の１　ラ・フェスタ池尻302号、前住所大阪府和泉市府中町５丁目21番１―1113号
債務者　松島　直樹
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３１３号
兵庫県伊丹市南本町５丁目１番７―301号
債務者　竹内　利明
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３１４号
兵庫県伊丹市南本町５丁目１番７―301号
債務者　竹内ひとみ
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６５５号
兵庫県西宮市甲陽園東山町９番38―312号
債務者　前海　良治
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４号
兵庫県丹波市山南町谷川254番地７、(前住所)
兵庫県丹波市山南町谷川1830番地６
債務者　土井　克彦
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第２００１号
愛知県小牧市間々本町242番地２
債務者　伊藤　康裕
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４４２号
大阪市西区南堀江４丁目３番19―603号、前住所大阪市住吉区苅田９丁目２番25―606号
債務者　井上　勝子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４８６号
大阪府茨木市太田３丁目６番25号グレイス・ウエンダイ202号
債務者　濱村　美紀（旧姓丸尾）
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５１２号
大阪府枚方市三栗２丁目10番11―306号
債務者　今村　卓也
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部